

令和 7 年度全国労働衛生週間説明会 実施要綱説明資料



松山労働基準監督署 安全衛生課

目次

- ▶ 令和7年度全国労働衛生週間の概要
- ▶ 過重労働による健康障害防止
- ▶ 職場のメンタルヘルス対策
- ▶ 転倒災害防止
- ▶ 化学物質による健康障害防止

令和 7 年度全国労働衛生週間の概要

労働衛生週間とは

- ▶ 昭和25年に初めて実施されて以来、毎年実施
(今年で76回目)

- ▶ 目的

労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保すること

令和7年度全国労働衛生週間

準備期間：令和7年9月1日～9月30日

本期間：令和7年10月1日～10月7日

本年度のスローガン

**ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて
ストレスチェックで健康職場**

令和7年度全国労働衛生週間

主唱者

- 厚生労働省
- 中央労働災害防止協会

協賛者

- 建設業労働災害防止協会
- 陸上貨物運送事業労働災害防止協会
- 港湾貨物運送事業労働災害防止協会
- 林業・木材製造業労働災害防止協会

協力者

- 関係行政機関
- 地方公共団体
- 安全関係団体
- 労働団体
- 事業者団体

実施者

- 各事業場の皆様

実施者として、 全国労働衛生週間中に行う事項

労働者と連携・協力し、下記事項の実施をお願いします！

- ▶ 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- ▶ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ▶ 労働衛生に関する優良職場、功労者等の表彰
- ▶ 有害物の漏えいによる事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- ▶ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

実施者として、 全国労働衛生週間準備期間中に行う事項①

重点事項に関する、労働衛生活動の総点検をお願いします！

- ▶ 過重労働による健康障害防止のための総合政策に関する事項
- ▶ 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に基づくメンタルヘルス対策の推進に関する事項
- ▶ 転倒・腰痛災害の予防に関する事項
- ▶ 化学物質による健康障害防止対策に関する事項
- ▶ 石綿による健康障害防止対策に関する事項
- ▶ 「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に基づく受動喫煙防止対策に関する事項

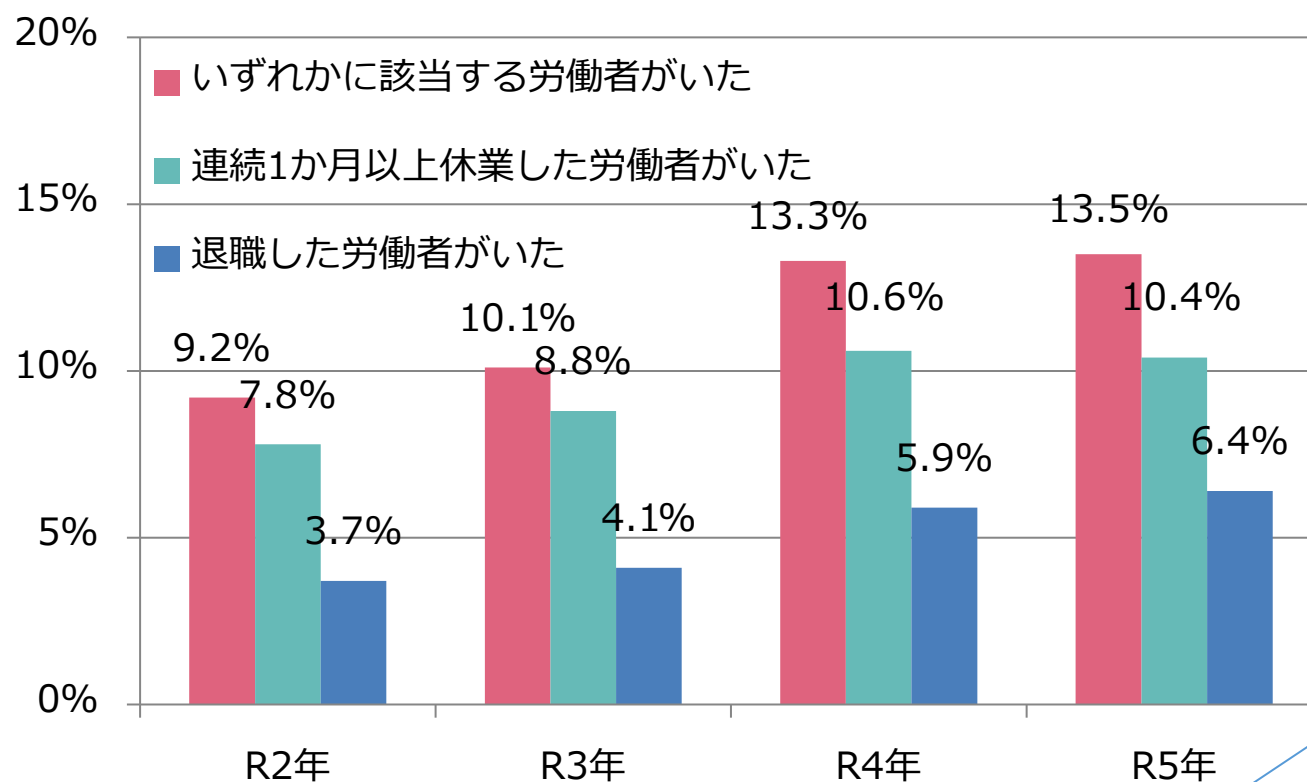
実施者として、 全国労働衛生週間準備期間中に行う事項②

重点事項に関する、労働衛生活動の総点検をお願いします！

- ▶ 「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に基づく治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項
- ▶ 「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の推進等に関する事項
- ▶ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく労働者の作業環境、健康確保等の推進に関する事項
- ▶ 小規模事業場における産業保健活動の充実に関する事項
- ▶ 女性の健康課題の理解促進に関する事項

職場のメンタルヘルス対策

メンタルヘルス不調により休業又は退職した労働者がいる事業所の割合



出典：労働安全衛生調査（実態調査）

メンタルヘルス対策の体系と ストレスチェック制度

体制整備

○衛生委員会等での調査審議 ○心の健康づくり計画の策定 ○メンタルヘルス推進担当者等の選任

具体的取組

一次予防 メンタルヘルス不調の未然防止

- 労働者のストレスマネジメントの向上
・教育研修、情報提供 ・セルフケア 等
- 職場環境等の把握と改善
・過重労働による健康障害防止
・ラインケア、パワハラ対策 等

ストレスチェック制度

二次予防

早期発見・適切な対応

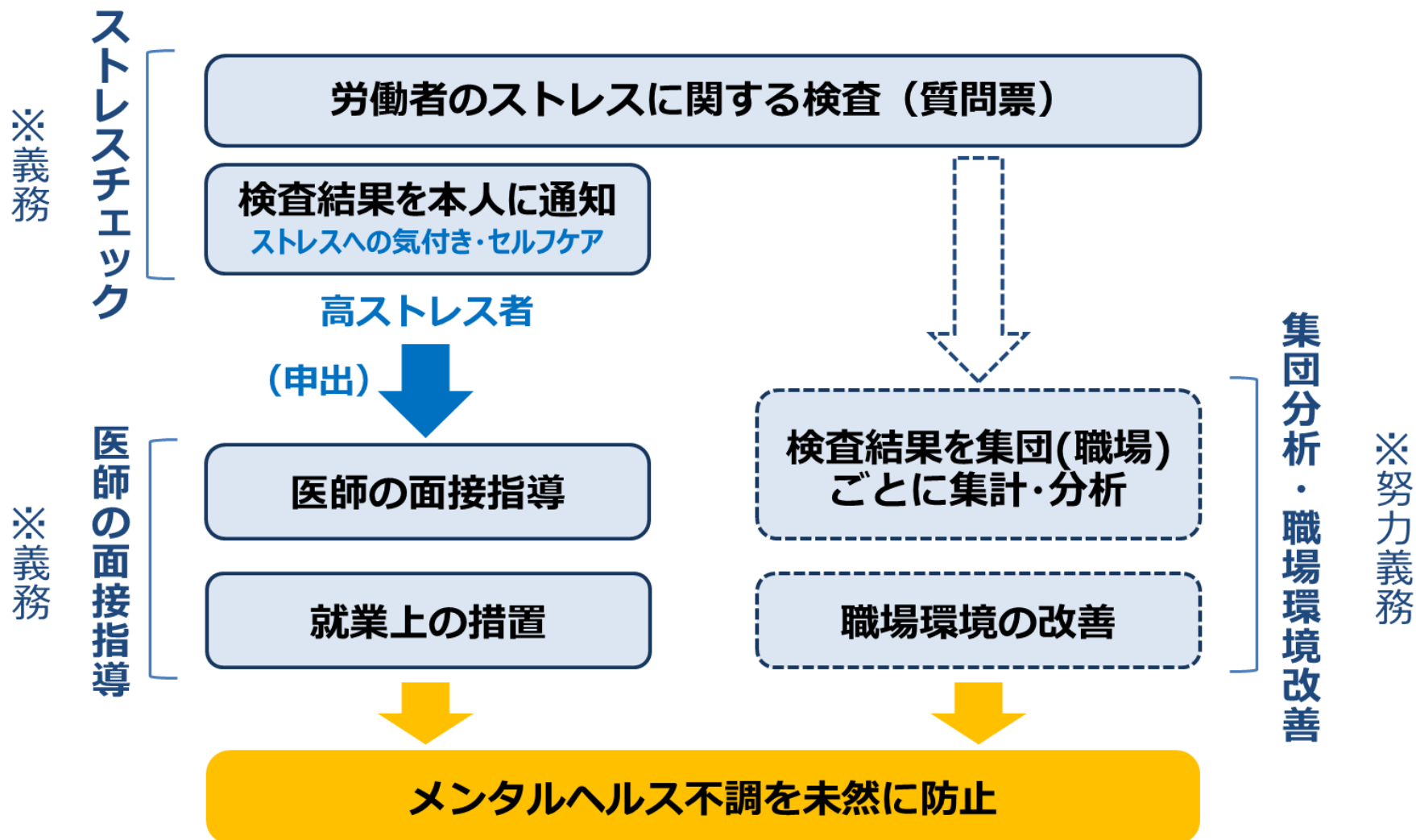
- 上司、産業保健スタッフ等による相談対応、メンタルヘルス不調の早期発見と適切な対応 等

三次予防

職場復帰支援

- 職場復帰支援プログラムの策定、実施
- 主治医との連携 等

ストレスチェック制度の大まかな流れ



50人未満の事業場における ストレスチェックの義務化

50人未満の事業場に即した、労働者のプライバシーが保護され、現実的で実効性のある実施体制・実施方法について **マニュアルを作成**

	50人以上の事業場 産業医選任（義務）	50人未満の事業場
ストレスチェック ↓	産業医又は外部委託 外部委託の場合、1人当たり数百円から千円程度（※）	労働者のプライバシー保護の観点から、原則、 外部委託を推奨 外部委託 1人当たり 数百円から千円程度 （※）
医師の面接指導	産業医又は外部委託 外部委託の場合、高ストレス者1人当たり2万円程度（※）	全国350の 地域産業保健センターの体制を強化 、登録産業医が面接指導を 無料で実施
監督署への報告	実施結果の報告義務	監督署への報告義務は課さない

（※）厚生労働省が、ストレスチェック関連サービスを提供する健診機関等の外部機関を対象に実施したアンケート調査結果（令和6年）

50人未満の事業場の負担等に配慮し、**施行までの十分な準備期間を確保**
（交付後3年以内に政令で定める日）

過重労働による労働災害防止

適切な時間外・休日労働時間の把握のために

- ▶ 労働安全衛生法では、時間外・休日労働時間が1月当たり80時間を超えた労働者には通知・希望者の医師の面談が必要です。

例えば...

- ・ 日々ごとに数え上げた残業時間をそのまま時間外・休日労働時間として把握している。
- ・ 給与計算ソフトにて算出された残業時間を、そのまま時間外・休日労働時間としている。

こうした把握方法では、正確な時間外・休日労働時間の把握ができていないかもしれません！

労働安全衛生法における 時間外・休日労働時間の算定方法

1 か月の総労働時間数－

(計算期間 1 か月間の総歴日数÷7日)×40時間

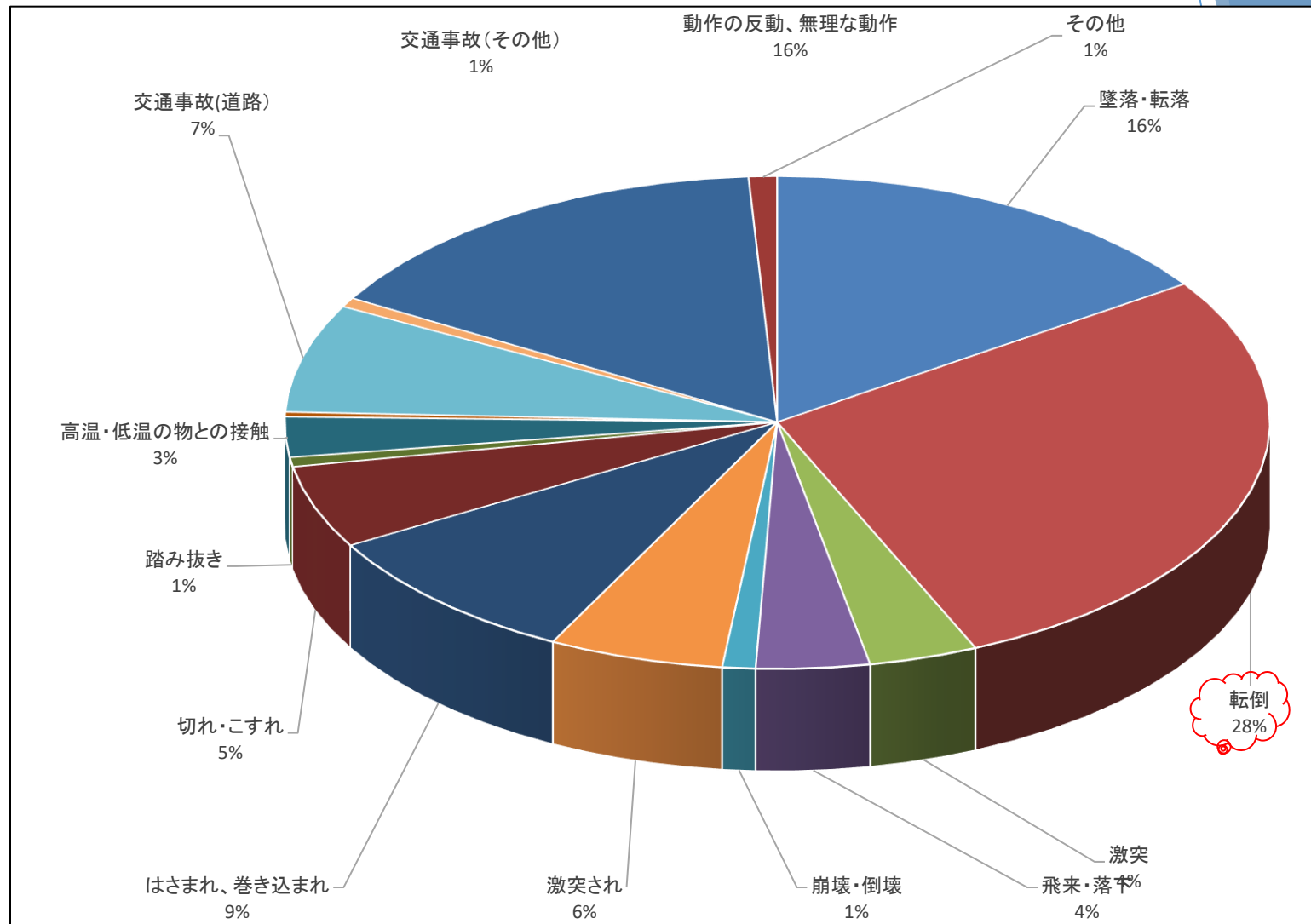
(所定労働時間数＋時間外労働時間数＋休日労働時間数)により算定

「(計算期間1か月間の総歴日数÷7日)×40時間」の具体的な数字は下記のとおり

- ・ 31日の月・・・177.1時間
- ・ 30日の月・・・171.4時間
- ・ 29日の月・・・165.7時間
- ・ 28日の月・・・160.0時間

転倒災害防止

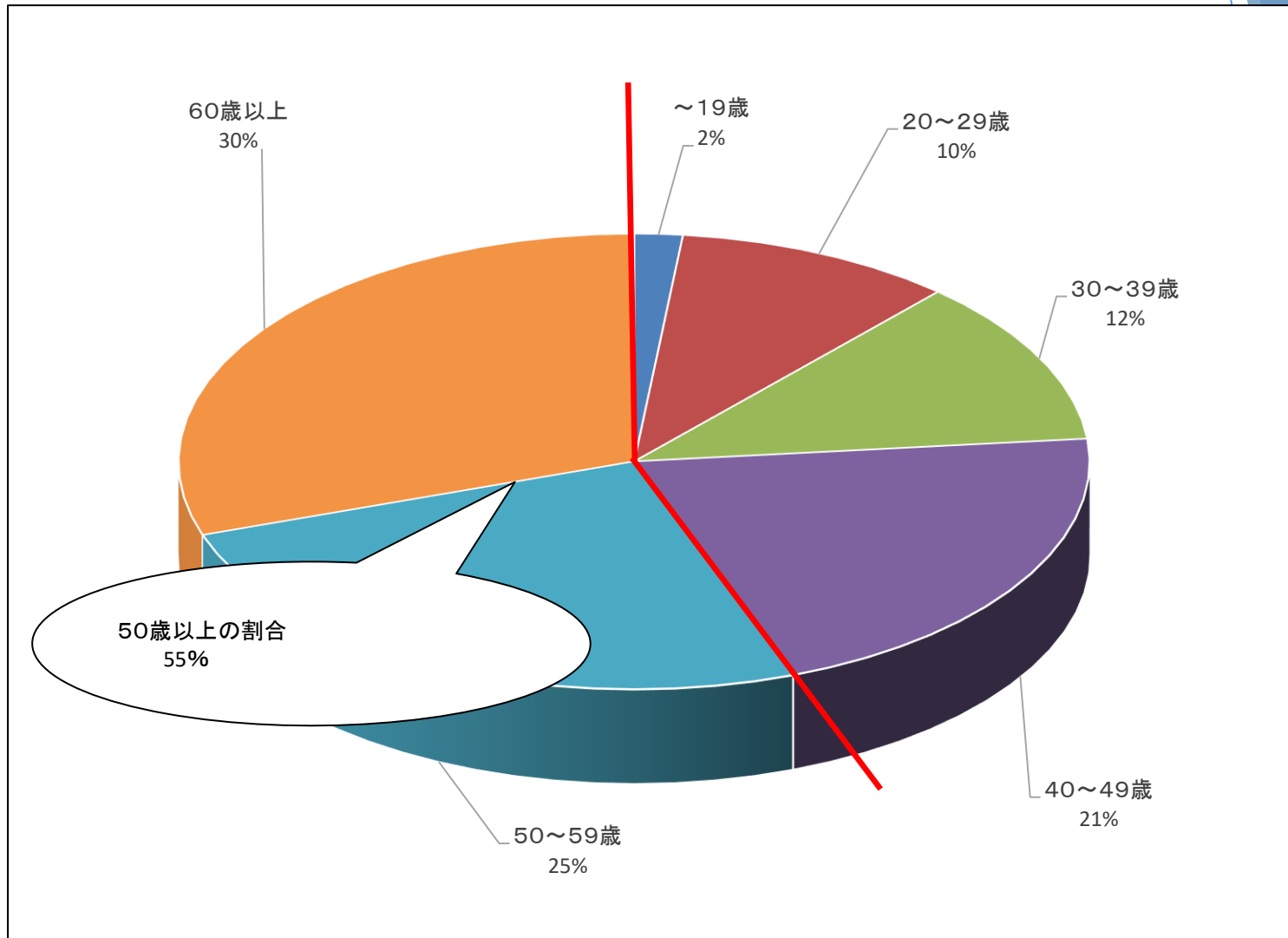
労働災害の発生状況



※令和6年に松山監督署管内で発生した休業4日以上労働災害を分析

(新型コロナウイルス感染症数を除く)

労働災害の発生状況



※令和6年に松山監督署管内で発生した休業4日以上労働災害を分析

(新型コロナウイルス感染症数を除く)

転倒災害防止対策のポイント

▶ 転倒災害を防止することで、安心して作業が行えるようになり、作業効率も上がります。
できるところから少しずつ取り組んでいきましょう。（「安全（危険）の見える化」）

4 S （整理・整頓・清掃・清潔）	転倒しにくい作業方法 「あせらない 急ぐときほど 落ち着いて」	その他の対策
・歩行場所に物を放置しない ・床面の汚れ（水、油、粉など）を取り除く ・床面の凹凸、段差などの解消 	・<u>時間に余裕を持って行動</u> ・滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行 ・足元が見えにくい状態で作業しない  走らないことを徹底させる！	・作業に適した靴の着用 ・職場の危険マップの作成による危険情報の共有 ・転倒危険場所にステッカーなどで注意喚起 

注1) 表示は労働者向けにも行ってください。

注2) 対策は駐車場等の敷地内の全てを対象にしてください。

注3) 転落災害防止のため、踏台、脚立は安定した場所で正しい方法での使用を徹底してください。



自分の衰えは意外と把握していないものです。

「高年齢労働者に配慮した職場改善マニュアル」が厚生労働省のHPにあります！

転倒災害防止対策

高齢労働者の健康や体力の状況の把握

転倒等リスク評価セルフチェック票

I 身体機能計測結果

① 2ステップテスト（歩行能力・筋力）

あなたの結果は cm / cm (身長) =
下の評価表に当てはめると → 評価

評価点	1	2	3	4	5
結果	~1.24	1.25	1.39	1.47	1.66~
身長	~1.30	~1.46	~1.65		



② 座位ステップテスト（敏捷性）

あなたの結果は 回 / 20秒
下の評価表に当てはめると → 評価

評価点	1	2	3	4	5
回数	~24	25	29	44	48~
身長	~28	~43	~47		



③ フランジナリーチ（動的バランス）

あなたの結果は cm
下の評価表に当てはめると → 評価

評価点	1	2	3	4	5
身長	~19	20	30	36	40~
身長	~29	~35	~39		



④ 踵指片足立ち（静的バランス）

あなたの結果は 秒
下の評価表に当てはめると → 評価

評価点	1	2	3	4	5
時間	~7	7.1	17.1	55.1	90.1~
身長	~17	~55	~90		



⑤ 踵指片足立ち（静的バランス）

あなたの結果は 秒
下の評価表に当てはめると → 評価

評価点	1	2	3	4	5
時間	~15	15.1	30.1	84.1	120.1~
身長	~30	~84	~120		



身体機能計測の評価数字を
星のレーダーチャートに黒字で記入

体力チェックの一例 詳しい内容は→



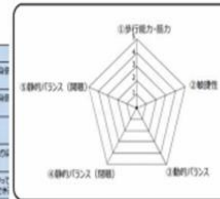
II 実測票（身体特性）

質問内容	あなたの回答NO.2	色紙	評価	評価
1. 人丛中、足踏られやすい人について、よびつかれる事				① 歩行能力
2. 両手を広げて歩行時に肩が揺れる事				② 敏捷性
3. 歩行時に歩幅が狭い事				③ 静的バランス
4. 歩行時、小さな障害物を踏む事				④ 動的バランス
5. 歩行時に足が滑る事				⑤ 筋力
6. 一歩に当たって足が滑る事				⑥ 筋力
7. 歩行時に足が滑る事				⑦ 筋力
8. 歩行時に足が滑る事				⑧ 筋力
9. 歩行時に足が滑る事				⑨ 筋力

星のレーダーチャートに黒字で記入

III レーダーチャート

評価結果を記入し、星のレーダーチャートに記入
(Iの身体機能計測結果も書き、IIの身体特性は赤字で記入)



健康や体力の状況に関する情報の取扱い

健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。

また、労働者の体力の状況の把握に当たっては、個々の労働者に対する不利益な取扱いを防ぐため、労働者自身の同意の取得方法や情報の取扱方法等の事業場内手続について安全衛生委員会等の場を活用して定める必要があります。

転倒・腰痛防止視聴覚教材 ～転倒・腰痛予防！「いきいき健康体操」～（動画）

他



化学物質による健康障害防止

職場における

労働者が安全に働くために

新たな化学物質規制が導入されます

労働安全衛生法の関係政省令が改正されました

POINT

1

ラベル・SDSの伝達や、リスクアセスメントの実施義務対象物質が大幅に増加します※1

POINT

2

リスクアセスメント結果を踏まえ、労働者がばく露される濃度を基準値以下とすることが義務付けられます※2

POINT

3

化学物質を製造・取り扱う労働者に、適切な保護具を使用させることが求められます※3

POINT

4

自律的な管理に向けた実施体制の確立が求められます（化学物質管理者の選任、リスクアセスメント結果等の記録作成・保存等）

※1……国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質が順次対象に追加

※2……厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）が対象

※3……皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響のおそれがないことが明らかでない物質以外の全ての物質が対象

これまで以上に事業者の主体的な取組が求められます

ラベル・SDSの伝達やリスクアセスメントの実施がこれまで以上に重要になります



SDS及び作業現場の確認



リスクアセスメントの実施



リスク低減措置の実施

自律的な管理が今後の規制の基軸になります！

自律的な管理が今後の規制の基軸になります！

これまでの化学物質規制



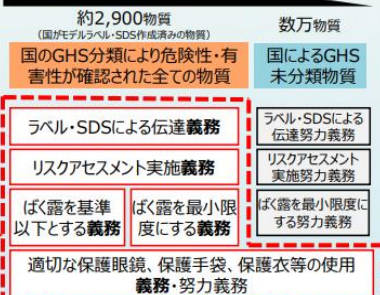
このリーフレットは、「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第51号）」「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号）」等の主要な内容を分かりやすく解説することを目的としたものです。改正の詳細については、これらの政令、省令をご確認ください。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

見直し後の化学物質規制

有害性に関する情報量



ラベル・SDS通知、リスクアセスメント対象物質が大幅に増加します

改正前

674物質

改正後（順次追加後）

国がGHS分類済 約2900物質
+ 以降新たに分類する物質

ラベル表示、SDS等による通知とリスクアセスメント実施の義務の対象となる物質（リスクアセスメント対象物）に、国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質を順次追加します。

R4年2月改正・R6年4月施行

発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性、急性毒性の категорияで区分1に分類された約234物質が義務対象に追加。

R4年度中改正・R7年4月施行予定

左記以外の категорияで区分1に分類された約700物質を義務対象に追加予定。

R5年度中改正・R8年4月施行予定

健康有害性の категорияで区分2以下又は物理化学的危険性の区分に分類された約850物質を義務対象に追加予定。

令和7年4月時点で約1600物質

新たな化学物質規制に関するチェックリスト

新たな化学物質規制への移行に向け、チェックリストの各項目を参考に、
施行期日までに対応できるよう、準備を進めましょう。

分野	関係条項	項目	質問	チェック	施行期日
化学物質管理体系の見直し	安衛令 別表第9	ラベル表示・SDS等 による通知の 義務対象物質	ラベル表示や安全データシート（SDS）等による通知、リスクアセスメントの実施をしなければならぬ化学物質（リスクアセスメント対象物）が、「国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質」へと拡大することを知っていますか？		③ ※令和7 年以降も 順次追加
	安衛則 第577条の2 第577条の3	リスクアセスメント 対象物に関する 事業者の責務	リスクアセスメント対象物について、労働者のばく露が最低限となるように措置を講じていますか？		②
			濃度基準値設定物質について、労働者がばく露される程度を基準値以下としていますか？		③
			措置内容やばく露について、労働者の意見を聞いて記録を作成し、保存していますか？ （保存期間はがん原性物質が30年、その他は3年）		②、③
			リスクアセスメント対象物以外の物質もばく露を最小限に抑える努力をしていますか？		②
	安衛則 第594条の2 第594条の3	皮膚等障害化学 物質等への 直接接触の防止	皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響のおそれのあることが明らかな物質の製造・取り扱いに際して、労働者に保護具を着用させていますか？		③
			上記以外の物質の製造・取り扱いに際しても、労働者に保護具を着用させるよう努力していますか？（明らかに健康障害を起こすおそれがない物質は除く）		②
	安衛則 第22条	衛生委員会の 付議事項	衛生委員会で、自律的な管理の実施状況の調査審議を行っていますか？		②、③
	安衛則 第97条の2	がん等の 把握強化	化学物質を扱う事業場で、1年以内に2人以上の労働者が同種のがんに罹患したことを把握したときは、業務起因性について、医師の意見を聞いていますか？		②
			医師に意見を聞いて業務起因性が疑われた場合は、労働局長に報告していますか？		
	安衛則 第34条の2の8	リスクアセスメント 結果等の記録	リスクアセスメントの結果及びリスク低減措置の内容等について記録を作成し、保存していますか？（最低3年、もしくは次のリスクアセスメントが3年以降であれば次のリスクアセスメント実施まで）		②
	安衛則 第34条の2の10	労働災害発生 事業場等への 指示	労災を発生させた事業場等で労働基準監督署長が必要と認めた場合に、改善措置計画を労基署長に提出、実施する必要があることを知っていますか？		③
	安衛則 第577条の2第3 項から第5項、 第8項、第9項	健康診断等	リスクアセスメントの結果に基づき、必要があると認める場合は、リスクアセスメント対象物に係る医師又は歯科医師による健康診断を実施し、その記録を保存していますか？（保存期間はがん原性物質が30年、その他は5年）		③
			濃度基準値を超えてばく露したおそれがある場合は、速やかに医師又は歯科医師による健康診断を実施し、その記録を保存していますか？（保存期間はがん原性物質が30年、その他は5年）		

詳細はこちら



実施体制の確立	安衛則第12条の5	化学物質管理者	化学物質管理者を選任していますか？		③
	安衛則第12条の6	保護具着用管理責任者	(労働者に保護具を使用させる場合) 保護具着用管理責任者を選任していますか？		③
	安衛則第35条	雇入れ時教育	雇入れ時等の教育で、取り扱う化学物質に関する危険有害性の教育を実施していますか？		③
情報伝達の強化	安衛則第24条の15第1項・第3項、第34条の2の3	SDS通知方法の柔軟化	SDS情報の通知手段として、ホームページのアドレスや二次元コード等が認められるようになったことを知っていますか？		①
	安衛則第24条の15第2項・第3項、第34条の2の5第2項・第3項	「人体に及ぼす作用」の確認・更新	5年以内ごとに1回、SDSの変更が必要かを確認し、変更が必要な場合には、1年以内に更新して顧客などに通知していますか？		②
	安衛則第24条の15第1項、第34条の2の4、第34条の2の6	SDS通知事項の追加等	SDS記載事項に、「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」を記載していますか？		③
			SDS記載の成分の含有量を10%刻みではなく、重量%で記載していますか？ ※含有量に幅があるものは、濃度範囲による表記も可。		
その他	安衛則第33条の2	別容器等での保管	リスクアセスメント対象物を他の容器に移し替えて保管する際に、ラベル表示や文書の交付等により、内容物の名称や危険性・有害性情報を伝達していますか？		②
	特化則、有機則、鉛則、粉じん則	個別規則の適用除外	労働局長から管理が良好と認められた事業場は、特別規則の適用物質の管理を自律的な管理とすることができることを知っていますか？		②
	特化則、有機則、鉛則、粉じん則	作業環境測定結果が第3管理区分の事業場	左記の区分に該当した場合に、外部の専門家に改善方策の意見を聞き、必要な改善措置を講じていますか？		③
			措置を実施しても区分が変わらない場合や、個人サンプリング測定やその結果に応じた保護具の使用等を行ったうえで、労働基準監督署に届け出ていますか？		
その他	特化則、有機則、鉛則、四アルキル則	特殊健康診断	作業環境測定等の結果に基づいて、特殊健康診断の頻度が緩和されることを知っていますか？		②

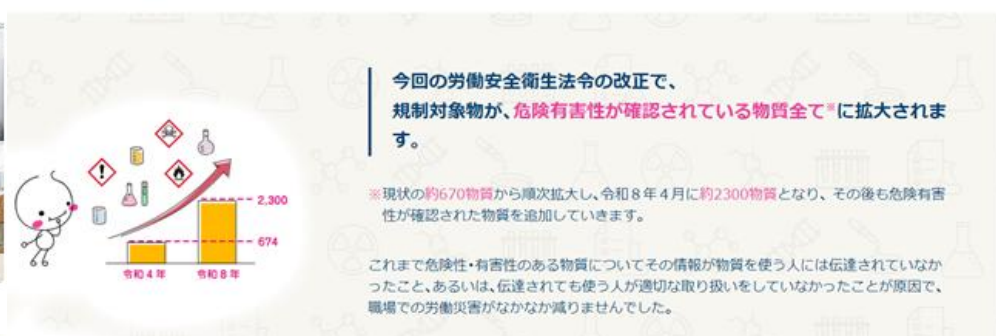
関連サイトの紹介



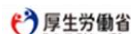
労働安全衛生法の政省令改正により令和6年4月から化学物質管理が変わります。



<https://chemiguide.mhlw.go.jp/>



関連サイトの紹介



職場の安全を応援する情報発信サイト/
職場のあんぜんサイト

HOME お問い合わせ サイトマップ 検索

労働災害統計

労働災害事例

各種教材・ツール

化学物質

ホーム > 化学物質のリスクアセスメント実施支援

化学物質のリスクアセスメント実施支援

目次

労働安全衛生法による化学物質のリスクアセスメントについて

詳しくはこちら

リスクアセスメント支援ツール

詳しくはこちら

リスクアセスメント実施・
低減対策検討の支援

詳しくはこちら

関連ページ

詳しくはこちら

労働安全衛生法による化学物質のリスクアセスメントについて

平成28年6月1日、労働安全衛生法が改正され、SDS交付義務の対象となる物質（※平成30年3月1日時点で673物質）について事業場におけるリスクアセスメントが義務付けられました。

業種、事業場規模にかかわらず、対象となる化学物質の製造・取扱いを行うすべての事業場が対象となります。

製造業、建設業だけでなく、清掃業、卸売・小売業、飲食店、医療・福祉業など、さまざまな業種で化学物質を含む製品が使われており、労働災害のリスクがあります。

労働災害低減のため、義務付けられている対象物質のみならず、対象物質に当たらない場合でも、リスクアセスメントを行うよう努めましょう。

リスクアセスメント支援ツール

化学物質のリスクアセスメントを支援するため、厚生労働省では様々な支援ツールを作成し公開しています。また、厚生労働省以外でも、国内外の研究機関が様々なリスクアセスメント支援ツールを開発し、公開しております。リスクを見積もる方法や支援ツールは様々あり、ツールの利用は必須ではありませんが、各ツールの特色や作業内容、事業場の状況などを考慮した上で、適切なツールを取り入れて、リスクの見積もりに役立てて下さい。なお、各ツールでは主にリスクを見積もることを支援しているため、ツールでリスクを見積もった後は見積もった結果に基づいてリスク低減措置の内容の検討が必要となります。

<厚生労働省作成のツール>

名称 (リンクをクリックすると概要説明に移動します)	対象	特色	マニュアル・参考	ツールへのリンク
厚生労働省版コントロール・パンチング	有害性	ILO（国際労働機関）が中小企業向けに作成した作業者の安全管理のための簡易リスクアセスメントツールを国で簡易的に利用できるように厚生労働省がWebシステムとして改良、開発したものです。液体・粉体作業と主に粉じん則に定める粉じん作業の2つのシステムあり。化学物質の有害性情報、取扱い物質の揮発性・可燃性、取扱い量から簡単にリスクの見積もりが可能。平成31年3月から、「液体・粉体作業」でもバザードレベルとして許容量を選択することが可能になりました。 【初級】	- 液体・粉体作業 - 粉じん作業	- 液体・粉体作業 - 粉じん作業
燃焼・火災等のリスクアセスメントのためのスクリーニング支援ツール	危険性	化学物質や作業に潜む代表的危険性やリスクを簡単に「知る」ことに着目した支援ツール。ガイドブックでは、化学物質の危険性に関する基本的な内容に加え、代表的なリスク低減対策についても整理されているため、教科書として危険性に関する基礎を学ぶことが可能。 【初級】	- マニュアル - 入門ガイド - 低減表 - 全体表	燃焼・火災等
作業場モデル対策シート	有害性	主に中小規模事業者など、リスクアセスメントを十分に実施することが難しい事業者を対象に、専門性よりも分かりやすさや簡便さを優先させ、チェックリスト、危険やその対策を記載したシート。リスクレベルは考慮せずに作業場を代表的な対策を記載。平成31年3月に粉じん作業を中心に拡充、更新を行った。 【初級】		作業場モデル対策シート
CREATE SIMPLE（クワイエット・シンプル）	有害性・危険性	サービス業や試験・研究機関などを含め、あらゆる業種の化学物質取扱事業者に向けた簡易なリスクアセスメントツール。取扱い条件（取扱量、含有率、換気条件、作業時間・経度、保護具の有無等）から推定したばく露濃度とばく露限界値（またはGHS区分値）を比較する方法。平成31年3月に、経皮吸収による健康リスクと危険性のリスクを同時に見積もることが可能となりました。 【初級】	- マニュアル - 設計基準	CREATE SIMPLE ver3.0.2 (2024.4.更新)

クワイエット・シンプル（推奨）

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc07.htm>



本日の説明事項は以上です。
ご清聴ありがとうございました。